

○他団体等からの名簿に基づいて大臣が任命する例

なし

○他団体等からの名簿に基づいて任命する例

番号	会議体等	根拠法	推薦人数	候補者ネガチェック	実質的選考	差し戻し・拒否有無	差し戻し・拒否有無(逐条解説)
1	下級裁判所裁判官任命	<p>○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）</p> <p>第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。</p> <p>2 (略)</p> <p>○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）</p> <p>（下級裁判所の裁判官の任免）</p> <p>第四十条 高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>任命に必要な人數のみ名簿に記載されている。</p> <p>※過去には任命に必要な人數より1名多く名簿に記載されていたが、現在ではそのような運用はされていない。</p>	<p>下級裁判所裁判官指名諮詢委員会（※最高裁判所に設置されるる委員会の一つ）での決定前に実施されている。</p>	<p>下級裁判所裁判官指名諮詢委員会</p>	なし	逐条解説がないため回答不可